



議案第二十七号

小鹿南地区は場整備事業に伴う字の区域の変更について

次のとおり字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十九年三月十二日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五十九年参月廿四日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和五十九年三月一日現在の地番による。）
大字神倉字養ノ谷頭	大字神倉字養ノ谷頭のうち一四九の二、一五〇の二、一五〇の三、一五一の二、一六一の二以外の区域
大字神倉字養ノ谷	大字神倉字養ノ谷頭一四九の二、一五〇の二、一五〇の三、一五一の二、一六一の二 大字神倉字養ノ谷の全域
大字神倉字奥田	大字神倉字奥田のうち二九五の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 大字神倉字伊羅原三五二の二、三五三の三、五五五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字神倉字伊羅原	大字神倉字奥田二九五の二の一部及びこれと一体をなす国有地 大字神倉字伊羅原のうち三五二の二、三五三の三、三五五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

<p>大字神倉字塔ノ本</p>	<p>大字神倉字塔ノ本のうち七〇七の一、七〇八の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字神倉字左衛門畑</p>	<p>大字神倉字左衛門畑のうち七五〇の三、七五一の二、七六一の二、七六一の三、七六二の二、七六八の二及びこれらと一体をなす国有地並びに七六六の一、七六八の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字神倉字下原</p>	<p>大字神倉字塔ノ本七〇七の一、七〇八の一と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字神倉字左衛門畑七五〇の三、七五一の二、七六一の二、七六一の三、七六二の二、七六八の二及びこれらと一体をなす国有地並びに七六六の一、七六八の一と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字神倉字下原のうち七九〇と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字神倉字上子谷八〇一の二、八〇二の二、八〇二の三、八〇三の二</p>

	<p>大字神倉字上エ庄八六六の一部、八六七の一部、八六八の三の一部、八七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字神倉字家廻八七六の二、八七七の三及び八七二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字神倉字上子谷</p>	<p>大字神倉字上子谷のうち八〇一の二、八〇二の二、八〇二の三、八〇三の二以外の区域</p>
<p>大字神倉字上エ庄</p>	<p>大字神倉字下原七九〇と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字神倉字上エ庄のうち八六六の一部、八六七の一部、八六八の三の一部、八七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字神倉字家廻八七一、八七二、八九九、九〇二、九〇三、九二四と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字神倉字家廻</p>	<p>大字神倉字家廻のうち八七六の二、八七七の三及び八七一、八七二、八九九、九〇二、九〇三、九二四と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>